

議 長 お諮りいたします。日程第1「議案第1号松田町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」と、日程第2「議案第2号松田町教育長の勤務時間、休暇等に関する条例」の2件の議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長の新たな職に対応するための提案であります。よって、2議案ともに関連するので、一括上程、個別審議とさせていただきます。よろしくお願いいたしますと思いますが、そのように取り計らって御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。この2議案は、一括上程、個別審議とすることに決定しました。

議 長 日程第1「議案第1号松田町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」、日程第2「議案第2号松田町教育長の勤務時間、休暇等に関する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 (提案説明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。それでは、議案ごとに審議いたしますので、日程第1「議案第1号松田町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」について、担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 (細部説明)

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

10番 寺 嶋 今度の新教育長の改正と、法律改正ということだね、かなりこの条文そのものは短いんですけども、中身そのものはね、ちょっと疑問な点もありますのでお聞きしたいと思います。

まず1点目は、今度の新教育長が今度は一般行政の長である特別職ということで、町長と対等な立場で教育行政を今度は代表することになります。それで、法改正に伴って、今度は町長が教育長を任命するというので、教育長にふさわしい人物像をね、どのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

それと加えて、今度は首長に与えられる権限がかなり特化、大きくなるわけですけども、これが乱用されるようなことは考えられます。教育介入や圧力が

かかるようなことは避けるべきだと思いますけども、その辺のお考え方についてお伺いをしたいと思います。

続けてよろしいんですか。

議 長 　とりあえずその2点で、2点からいきます。町長、教育長にふさわしい人物の任命についてのお考えを。

町 長 　寺嶋議員の質問にお答えをさせていただきます。私の理想像としては、やはりこう、温故知新という私の座右の銘で話ししているように、やはりこの松田町の歴史を大切にいただきながら、当然新しい時代に育つための子供の教育というようなこともあります。これまで戦後続けてこられた公教育というもの、そのあり方というのは、全国的にいろんなことで見直しをしなきゃいけないという議論もありますので、その議論の中ですべてを議論するわけじゃないですけども、それに適切に当てはまったことをいろいろ検討していただいて前向きに進めていく、要はそういったチャレンジ精神を持っている方々を教育長という形で私自身は思っておりますので、今の鈴木教育長はそれにふさわしい方だというふうに考えております。

2つ目の、私、町長への権限がかなり強くなるおそれがあるというふうなお話ではございますけども、これは、教育行政と町行政というものは、やはり一体となって動かなきゃいけないというものがあります。私自身の権限が国の今回の法律によって責任も含めて我々のほうに出てきますので、それはそれ相応の内容をやっていかななくてはいけない。ただし、教育行政会議とか、それがきちっとありますので、その、私が言ったからすべてがそこで動くというわけではありません。その中で、今までは私はちょっと別のところだったんですけど、その中に一緒に協議をして今後決めていくということになりますから、私の言った分がすべてが通るというふうには私は理解はしておりませんので、特別強くなることもなく、ただ、全く影響はしないということもないだろうというふうには考えています。以上です。

10番 寺嶋 　姿勢はわかりました。それで、今、町長が御回答いただいたんですけども、ただ、今度は教育行政、当然今までも教育行政、教育委員会はね、独立ということで、一般行政、これは、長はね、首長ということなんですけども。教育行

政のこの権限に関する意思決定というのは、あくまでも従来どおり教育委員会にあるわけですね。この辺は変わってないと思いますが、その意思決定について、教育委員会のほうにこれからの規定が変わるのか、あるいはどういう方向づけになっていくのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

それから、当然町長がね、何でも首を突っ込むということではないと思います。ですから、教育委員会、それから町長は、今度は総合教育会議で、その前に教育長のこの、今度は罷免というのはなくなる…監督、指揮監督というんですか、これが今度は教育委員会では委員としてなくなるようなこともあります。その辺についてお伺いしたいと思います。

それで、その関連で教育委員会の…いや、教育長に対するチェック機能というのは、これからはどのようにね、そこをじゃあやっていくのか。特別職になるわけですから、当然政治的背景もいろいろ絡みますから、その辺についてお伺いをしたいと思います。

あと、町長が御回答いただきました、今度は総合教育会議というのがあります。これで当然地方公共団体の長と教育委員会というのは、対等・平等な立場でこの執行、協議、調整の場ということですから、これは政治的中立性が求められますので、その辺の見解についてお伺いをしたいと思います。

教 育 課 長 お答えします。何点か御質問をいただきましたけれども、回答のほうが重なる部分あるかと思いますが、御容赦いただきたいと思います。

1点目の教育行政に対するその意思決定の部分でございます。どのように変わるのかということですが、意思決定の部分については、その後、質問がありました総合教育会議というのもありますけれども、今後ですね、首長が主宰するその総合教育会議というのが持たれることになります。そこではじゃあ何をするのかといいますと、教育行政に対する総合的な基本方針の上にある大綱というものを定めてまいります。教育行政、今後このようにやっていかなきゃいけないというような部分は、教育委員会の中では今までも行ってましたけれども、そこに首長の意思が入ってくるということですが、最終的な執行機関としての教育委員会はそのまま残ることになります。

それとですね、あと今度新しい新教育長については、教育委員としての位置

づけがなくなります。特別職ということになりますので教育委員会からは外れますけれども、その教育委員会の教育委員の一構成員として残ることになりますので、そこの代表という形が新教育長という位置づけになります。

それから、チェック機能ということなんですが、新しい新教育長については、任期が4年から3年ということになります。これについては、チェック機能の強化ということも含めて、首長の4年の任期の中で、その首長の意思が教育行政に反映できるような形での3年というようなことになってございますので、当然首長のその任命責任というものと、それとあとは教育委員からの新教育長へのチェック機能の強化というものがあらわれてくるということになるかと思えます。以上です。

10番 寺 嶋 おおよそわかりましたけども、ただ、やっぱり何とんでもこの教育会議ですか、これでの今度は大綱、教育の大綱ということは今度は首長が、首長がね、何だ、招集といいますか、招集権と、あと施策の方針を決める決定権があるということで招集するわけです。そこで、この教育の目標や施策の根本的な方針決めるということで、これに関しても教育長も今…教育長じゃない、教育課長もお答えいただきましたけども、この大綱を策定するに当たって、教育委員会と首長とがね、やっぱり対等・平等の関係で共同して、これはやっぱりこの住民教育行政と一般行政なんですね。やっぱり中には住民がいるわけですから、その住民参画、これもやっぱり視野に入れて民主的に策定しなければならないと思います。この辺についてお伺いしたいのと、やっぱり何とんでもこの、今度は首長が大綱もね、今度は目標を掲げるわけですから、ある程度の政治的関与は、私は拒めないのではないかなと思うんですけども、その辺のことを改めてお伺いをしたいと思います。

教 育 課 長 1点目のその住民参画という部分なんですけれども、現在、教育委員さんの中には、その住民を代表すると申しますか、一般のですね、子育て世代の方も入ってございますので、そういった中では、それを代表する教育委員さんということで任命されているわけですので、その中で十分審議、協議はできるというふうに考えてございます。

町 長 御質問にお答えします。今、課長がお話ししたような格好で私も考えてはお

ります。ただ、やはり町民参加型みたいなところはね、全くないということではなかなか御理解をいただけないところもありますけども、ただ、やはり付託を受け、また国の方針の中で町長の責務、また教育長の責務というところを明確にしながらやっていくというような国の方針もございます。そういったところで、どこまで町民の方々の御意見を集約するかといったときに、やっぱり限度もあろうかと思えます。ただ、気持ち的には、酌み取れる部分は酌み取っていきたいとは、そういうふうには思いますが、ただ、ある程度のところでは我々のほうで判断を、また教育委員会の今住民の代表という形でいらっしゃる人たちの御意見をいただきながら決めていく方向になろうかとは思っていますので、そのように御理解いただければと思います。以上です。

議 長 よろしゅうございますか。（「終わります」の声あり）  
ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、質疑はこの辺で打ち切りたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切り討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略との声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第1号松田町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 議案第2号「松田町教育長の勤務時間、休暇等に関する条例」について、担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 （細部説明）

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとの声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第2号松田町教育長の勤務時間、休暇等に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

賛成多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 日程第3「議案第3号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 (提案説明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

子育て健康課長 (細部説明)

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとの声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第3号松田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 日程第4「議案第4号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関

する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 (提案説明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長 (細部説明)

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとの声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「議長」の声あり)

10番 寺 嶋 採決の前に、私、この議案第4号については退場をさせていただきます。

(「退席」の声あり) 退席。

議 長 はい、どうぞ。

(10番議員 退席)

それでは、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。議案第4号松田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

(10番議員 入場)

議 長 日程第5「議案第5号松田町行政手続条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 (提案説明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長

( 細 部 説 明 )

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

( 「なし」 の声あり )

質疑はありませんか。

( 「なし」 の声あり )

なしとの声ですが、質疑なしと認めます。討論に入ります。

( 「省略」 の声あり )

討論省略との声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声多数 )

異議なしと認めます。採決を行います。議案第5号松田町行政手続条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 日程第6「議案第6号松田町情報公開条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長

( 提 案 説 明 )

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼総務課長

( 細 部 説 明 )

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

10番 寺 嶋

今度、特定独立行政法人から行政執行法人に変わるということで、当町の該当する機関とか施設などはありますでしょうか。一応お聞きしたいと思います。多分病院関係だと思いますけど。

参事兼総務課長

この場合の行政執行法人というのがどれに当たるかというのが、ちょっと私自身、これはですね、独立行政法人の中のジャンル分けのものなので、ちょっと正確にはわからないんですが、上病院がもともとの執行何とかというのになるかと、そのぐらいが今、町に直接あるものだと思います。ただ、個人情報公開条例の中でのことなので、直接町にかかわるものというのではないかなと思っております。(「わかりました。終わります」の声あり)



議

長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第6号松田町情報公開条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議

長 日程第7「議案第7号東北地方太平洋沖地震による被災者に対する支援に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町

長

(提案説明)

議

長

町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

安全防災担当課長

(細部説明)

議

長

担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとの声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第7号東北地方太平洋沖地震による被災者に対する支援に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 日程第8「議案第8号松田町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 (提案説明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。(「議長」の声あり) はい。

10番 寺 嶋 細部説明の前に、きょう議案の第8号、差しかえがありますけども、この旨について一言も触れてませんので、御説明をお願いいたします。取り計らい、よろしくをお願いします。

議 長 ただいま、議会の始まる前に8号議案の差しかえが行われました。この件につきまして担当課長より説明をお願いいたします。

福 祉 課 長 当日の差しかえとなりましてまことに申しわけございませんでした。全員協議会等で御説明申し上げてきた内容の部分のところと、条例の内容の部分のところと一部合致しないところがございまして、全員協議会で説明したものが正しいものでございますので、ちょっと条例の一部について字句の訂正をさせていただいております。まことに申しわけございませんでした。

議 長 具体的にどことどことご言ってください。

福 祉 課 長 具体的にはですね、2ページの下から10行目から11行目あたりぐらいのところ、200万円未満を120万円未満に、その次の「、次号イ、または第7号イ」を「、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イまたは第11号イに改める」ところが追加されております。申しわけございません。

続きまして、その新旧対照表のところでございますが、あとのところは説明の中で説明させていただきます。条項の部分とかそのところは追加となっております。まことに申しわけございませんでした。

議 長 10番議員に申し上げます。条例のところは説明がありました。そのほかのことは参考資料のときに細部説明を行います。よろしゅうございますか。(「はい」の声あり)

では、担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長

( 細 部 説 明 )

議

長

担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。この議案につきましても、産業厚生常任委員会に付託していますので、初めに総務文教常任委員会の皆様からの質疑を優先したいと思います。

ございませんか。

( 「なし」 の声あり )

では、産業厚生の方、ございませんか。

では、この辺で質疑を打ち切りまして、御異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声多数 )

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

それでは、産業厚生常任委員会の慎重なる審査をお願い申し上げます。

暫時休憩いたします。10時20分より再開いたします。 (10時06分)

議

長

休憩を解いて再開いたします。

(10時20分)

皆様にお諮りいたします。日程第9「議案第9号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」から日程第11「議案第11号松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の3件の議案につきましては、介護保険法施行規則等の一部改正による省令に公布されたことにより提案するものです。よって、3議案ともに松田町指定居宅サービス等の関連条例ですので、一括議題、個別審議とさせていただきたいと思いますが、そのように取り計らって御異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声多数 )

異議なしと認めます。それでは、この3議案は一括議題、個別審査とすることに決定しました。また、皆様方に、議案の名称が長いので、議事運営上、議案番号で議題とさせていただきますが、御承知おき願いたいと思います。

議

長

日程第9「議案第9号」から日程第11「議案第11号」までを議題といたします。

町長の提案説明を求めます。町長には、9号から11号までの提案説明をお

願います。

町 長 (提 案 説 明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。それでは、議案ごとに審議しますので、議案第9号松田町指定地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 (細 部 説 明)

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとの声ですので、質疑を打ち切り、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

ございませんか。

(「なし」の声あり)

討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第9号松田町地域密着型サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 次に、日程第10「議案第10号松田町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 (細 部 説 明)

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとの声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を打ち切り討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですので、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第10号松田町指定地域密着型介護予防サービスの事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

賛成全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議

長 次に、日程第11「議案第11号松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長

( 細 部 説 明 )

議

長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとの声ですが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略し、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第11号松田町指定介護予防支援の人員の員数並びに支援の事業の運営及び介護予防のための効

果的な支援の方法等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 日程第12「議案第12号松田町立幼稚園保育料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 (提案説明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課 長 (細部説明)

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

7 番 鍵 和 田 すいません、私は、これは反対ではございません。ちょっとお聞きしたいです。教えていただきたいというんでしょうか。3ページ、お願いいたします。ここの階層区分のところで金額が載っているんですが、今までこの幾ら以上幾ら以下とか、幾ら以上幾ら未満という形で表が載ってたんですけど、ここの第4階層のところは7万7,100円以上21万1,200円で、わざとこれは切っているんですかね。あと、その次の3ページにおいてもその4階層のところは、今までちょっといろんな表を見てきたんですけど、幾ら以上である、幾ら以下である、未満であるとかというのがあったんですけど、ここだけ今まで見た範囲では値段が切れているというのは何かあるのでしょうか。

教 育 課 長 今御指摘、議員から御指摘いただいた部分、ちょっと確認をさせていただきたいと思いますので、暫時休憩いただければと思うんですが。

議 長 暫時休憩します。早速調査してください。(10時45分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(11時19分)

お諮りいたします。議案第12号については、休憩中に事件撤回請求書が提出されましたので、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。

議 長 追加日程第1「事件撤回請求書について」を議題といたします。

本日、3月5日付で町長より事件撤回請求書の提出がありましたので、撤回理由の説明について、町長に求めます。

町長 それでは、今お配りさせていただきました事件撤回請求書のほうを読み上げさせていただきます。平成27年3月3日提出した下記事件は、次の理由により撤回をしたいので、松田町議会会議規則第19条の規定により請求をいたします。

件名、議案第12号松田町立幼稚園保育科等の徴収に関する条例の一部を改正する条例。理由といたしまして、内容の再考をしたいためということでございます。まことに申しわけありませんが、何とぞよろしく願います。

議長 ただいま、町長より撤回請求がございましたので、これを許可することといたします。

11番 大 館 人間ですから、誰しも間違いがあるのは仕方ないことですが、今回の議会においてですね、初日からその一般会計のシール張り、それから、先ほど寺嶋議員も言われました資料の…議案の差しかえ、それで今回のこれですね、撤回請求までされてですね、この議会が空転したわけですよ、30分もね。町長は常々職員がね、真剣に取り組んでいますと宣言されている中で、こういう簡単なミスが今回に限り、普通は1つぐらいはたまたまあった経験はありますけれども、3回もそういうね、間違いが発生しているということは、本当に真剣に取り組んでいるのかなと疑問に思わざるを得ない点がありますので、私、一般質問のときにも言いましたけども、職員がですね、本当に真剣に町の発展のために、町民のサービスの低下しないような体制をですね、とってもらわなければならないと感じていますけれども、その辺、町長、いかがですか。

副町長 職員のことです。私のほうからお答えをさせていただきます。今回の議会に対しまして、議案3点ばかり修正または訂正が出てございます。職員を管理する立場として非常に申しわけないと思うと同時に、また議員の皆様が30分以上の議会の時間を余分にとらせていただいたことを大変心苦しく思っております。今後このようなことのないように十分注意をしながら行政執行に当たりたいと思いますので、御容赦のほど、よろしく願います。

議長 それでは、暫時休憩をいたして、午後1時から議案第13号に入りたいと思いますので、午後1時まで暫時休憩いたします。その間に昼食をとっていただき

たいと思います。よろしく申し上げます。終わります。 (11時24分)

議 長 13時若干前ですが、皆様がおそろいですので、会議を再開いたします。

(12時59分)

午前に引き続き議案の審議をいたします。

議 長 日程第13「議案第13号平成26年度松田町一般会計補正予算（第6号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 (提案説明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 (細部説明)

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

3 番 飯 田 ページ数からいきますと13ページ、説明欄の大きい数字で4番、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定に関する、要する経費というのがありまして、これは委託料となっておりますけど、これは外部への委託でしょうか。

政策推進課長 そうですね、外部への委託をして一緒につくっていきます。

3 番 飯 田 国のほうはですね、地方が自立につながるようみずからが考えて責任を持って戦略を推進しろというふうなことになってるはずと思うんですけど、その外部委託することによるメリット、あるいはですね、例えばデメリット、両方考えて外部委託がいいというふうな結論に達したからこういうふうな形で計上されてると思うんですけど、その辺はメリット・デメリットをどういうふうにお考えでしょうか。

政策推進課長 昨日説明しましたように、金融機関とかいろいろな業者を入れて委員会形式でやらざるを得ないと思うんですよ。先ほど申しましたように、一応国のほうでは市町村、1,000万充ててもいいということなんですけども、先ほど説明しましたように、今年度はアクションプログラムを作成しておりますので、その辺のデータ等が使えるということで、一応外部委託としては400万円のできるのではないかとということで、今回400万円だけを計上させていただきました。

3 番 飯 田 ということは、1,000万までという範囲があるので、その残りは中の役場の中でというふうなお考えだと思うんですね。町のことでですから外部へ委託する



よりは、町の職員がですね、もう一番町の中の事情を、状況をわかってるはずなのでね、できれば手づくりのこの総合戦略をね、立てていただければ一番町民のためにもいいのかなと思うんですよ。その辺はどのようにお考えでしょうか。

政策推進課長 外部委託と申しましてはすべてがすべて外部に委託するわけではなくて、庁内、町長の回答にもございましたけども、庁内で実行委員会なりそういうものを立ち上げ、協議会なりを立ち上げてまして、まず職員の意見を吸い上げて、その取りまとめをお願いするというところで考えております。

議長 ほかに。

5 番 小 澤 2点ばかりちょっとお伺いしますけれども。まずプレミアム商品券について、もう一度この内容というか、使える部分、これはたしか1市4町ですよ。今、その共通で使える部分と、それから町内だけというような話で、前回の説明のときには、大型店で使えるものと、それから、あとは共通に使える部分というように聞いていたんですけどね、その辺がちょっと何か変わったのかなという気がしますけど、それとも私の聞き間違えだったのか、詳しいところをちょっと教えてください。

政策推進課長 今のところの予定ですと、1市4町、先ほど、中井町を除いた1市4町の大型店で使えるものと、それから町内で限定、町内だけで使える今までのようなプレミアム商品券の2種類を考えております。同額を考えております。よろしいでしょうか。

5 番 小 澤 さっきは共通で使えるという話をされてたので、だから要するに大型店で使えるのと、その共通というとまたちょっと意味が違ってくるかなと思ったので確認したんですけども、これはじゃあ大型店、要するにその商工会等に入っていない大型店でも使える部分と、それから一般地元商店で使える部分で、この地元商店で使える部分は、これは、その部分は各町の中だけということですか。それともよその町でも。その辺のところを。

政策推進課長 すいません、口が足らなかったようで。1市4町の共通というのはこの町でも使えます。大井町とか開成町とか南足柄でも使えるようになります。町内限定というのは、今までも発行しましたような商品券、要するに町内だけで使

える。だけどその、ごめんなさい、共通券も松田で使えるわけですから、両方とも松田で使うことは可能です。ただ、半分は松田では使えますけれども、ほかの1市4町で使えないということです。すいません。

5 番 小 澤 この率が半分ずつということですね。わかりました。

それからもう1点、学校ICT推進事業、いよいよこれ、本格化されていくようですけれども、私、これで1つ一番気がかりなのが、国語力の低下ということが大変その危惧されますのでね、今でもスマホにしるパソコンにしる、漢字を書くという力が衰えている中で、このICT事業が推進されていくと、もっとその傾向が出てくるのかな。そういうときにこの国語力、特にその漢字力ですね、この辺に対する対策は考えていられるのでしょうか。

教 育 課 長 今回のICT推進事業については、平成31年度までを計画期間として、小学校5年生、6年生、あとは中学生全員ということで順番に年度を追って整備をしていく予定であります。これはあくまでも機械の整備ということなんですが、実際のその学習の面に関しては、このタブレットをその授業の中で全部使うということではなくて、これまで行ってきた黒板に書く、それからそれを書き取る、それから本を読むというような部分は、これまでと全く同じであります。このタブレットを有効に使っていただいて効率よく先生が授業を進められるようにするのが目的でありますので、必ずしもこれによって読み書きがなくなるということではありませぬので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

5 番 小 澤 このことについてはね、私も武雄市のほうでこの授業参観というんですかね、視察で見てきましたけれども、やはり授業をやっているのを見ていて確かに便利なんですね。ネットで調べるのも早いし、生徒がそのタブレットで書いたやつも担当の先生の手元に即何を書いているかがわかるような形でいいんですけども、ただ、その黒板を使って字を書くとか、そういう部分がどうしても少なくなっていく。やはりこういう電子機器が普及していく中で、こういった国語力、漢字力というものがやはりそのタブレット、ない…ないにしてもね、やっぱりそういう漢字力が衰えていくのかなという危惧がありますのでね、こういったタブレット端末授業がいろんな科目で使われていくようになると、その紙に書くということが少なくなっていくおそれがある。その辺が一番心配なん

でね、やっぱりそれに対する対応策というか、そういうものもやはり考えていく必要があるのかなと思いますけども、今現在はそれはじゃあ考えてないということですか。

教 育 課 長 繰り返しの御回答になってしまうかわかりませんが、決して読むとか書くとかというその時間が削られるということではなくて、例えば、グループで学習している中のまとめを黒板に書くということが、このタブレットを使えば一瞬にしてそのグループのまとめのものが表示できるということです。ですから、一人ひとりがその黒板に書いていく時間を考えますと、そういった部分でタブレットの集計が早いという、効率よく授業が進められるという部分です。ですから、実際にその先生が黒板に書いて、それを書き写すという時間は決してなくなるわけではございませんので、そういった面では、今後ですね、これを使ってそういった子供たちに影響が出てくる、読む、書くということに対しての影響が出てくるということは、一応想定はしておりません。以上です。

5 番 小 澤 黒板といっても今は電子黒板ですから、そのままそれがぱっとこう出ちゃうのでね、私そういう意味で今、課長の説明、いまいちちょっと納得できませんけれども、やっぱりそういう心配があるということで、できれば対応を考えていただきたいということをお願いして終わりにします。（「関連」の声あり）

8 番 齋 藤 今、小澤議員の問題、かなりいろんなことになると思うんですけど、多分課長の言うには、国際的に活躍してない日本のこのIT教育に対して、今教育の中でこういうIT授業を取り込むことによって、実社会で生きられる力をつけるための教育の一つの手段だと思うんですよ。字を書くというのはまた別のことだなんて私は感じるんですけど。ただ、これを最先端を取り込むというこの当町はすごくすばらしいなって私は感じてるところです。ただですね、当町はケーブルテレビもかなり引かれてて、光ファイバーの根幹となる線も寄まで全部引かれてるという町になってますよね。ただ、その辺の、学校だけのタブレットの使用で終わらせてしまうのか。そういったものをせっかく引かれているので、その後のこのタブレットの使用をどのように考えておられるのか、その辺のお考えはあるんでしょうか。

政 策 推 進 課 長 たしか光は行っておるんですけども、たしかタブレットは通信するのにWi

F i 機能を持たせてあるので、その学校内でしかちょっと使えない。通信としては学校内でしか使えないはずになると思います。ですから、外へ持ち出して写真を撮るといったことは可能かと思いますが、その通信で何かをやりとりするのは学校内に限定されるんじゃないかと思います。

8 番 齋 藤 それはわかるんですけど、それを実社会で使っていられるように育てなければ何の意味もないと思うんですよ。ですので、そういったものが出てるので、例えばこれは一例ですけども、そういった光ファイバーを入れるのに、じゃあ町で補助金を出しましょうとか、そういった新たな考えができるじゃないですか。それとか、今、前もちょっとお話ししたことがあるんですけど、自動販売機とかにW i F i がついてるのがあるじゃないですか。あれは、いざ災害が起きたときに自動販売機が無料で提供、水を出せるという仕組みもなってます。そういったそのW i F i を無料で使えるような仕組みは、自動販売機なら小さいので町じゅうに、例えば寄地域にも置くことが可能じゃないですか。あとは、N T T さんがやっているフレッツとかという何か無料で町の中で勝手に皆さんがそこを通っただけで今スマホに入ってくるとか、そういう仕組みがかなりあるので、そういったそのW i F i はもう町じゅうに飛ばしてそのI T 教育をさらに生かすことができる仕組み、こういったことを今後考えていかないと、今せっかくいいことをやろうとしているので、その後の構想をね、学校だけでやるだけじゃだめだと思うんですよ。そういった構想は必要ではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

議 長 それは、まず町長の政策的なものからお願いします。

町 長 お答えをいたします。あくまでも今回やろうとしているのは、タブレットの活用の仕方を学ぶのではなくて、タブレットを使って教育、要はいろいろなことを学んだり考えたりすることを合理的にやろうということをしているんです。なので、例えば校外授業でタブレットを持って行ってそこでできるようなことはやると思うんですが、あくまでも授業の一環として活用するだけです。ですから、そのお家に帰った後の個人的にそういったものを使ってやるというのは、親御さんたちの御負担で自分用のタブレットを買うとか、そういったものの使い方になろうかと思います。ですから、今、齋藤議員がおっしゃっていら

っしゃるのは、あくまでもその私が今話をしているようなところじゃなくても、その学校で入れたものを使えないかという話でしょうけど、そこはまた今度は倫理上の問題とか、親の指導の問題とか、今は、昨今いろいろと問題になっているところだと思うんです、夜遅くまで例えばやったりだとか。そこは家庭の問題の話。あくまでも教育は、そういったところで一つのツールとして考えているというのが1点と、先ほど言われるW i F iの問題ですね。地域のW i F iに関しては、今2020年のオリンピックに向けて、この辺の地域全体で県の予算等々を活用しながら主要なところにW i F i設備をしたほうがいいんじゃないかというような議論が今出ております。その部分で、我々も共通で松田町だけではなくこの辺の2市8町の中の予算として県のほうもちょっと見てくれるような雰囲気がございますので、そういったものを活用して今おっしゃってもらったところに設置をして、外国の方々が持っているそのスマホだとかあいつたのが随時使えるような地域になるように我々も推進をしていこうという、今そんな状況でございます。以上です。

8 番 齋 藤 わかりました。たまたまですね、先般台湾の方が来られて、公共施設の中で、私、そこにいたんですけど、W i F iありますかと聞かれて答えられなかったんですけども。自分でこう携帯で調べて飛んでるW i F iを探ったんですけど、結局キーがかかっていると使えないじゃないですか。だから公共W i F iがどれだけ飛んでいるかというのは、やっぱり世界の人たちは、もう何か公共施設は当たり前のようにW i F iが飛んでいるというイメージがあるみたいなんですよ。ですので、当町もね、こういった事業をやられる中において、やはりその町長も今後やっぱり5年後に来るオリンピック等で外国の方、かなり呼ばれてる、いろんなことをしたいなという気持ちがあるとは思いますが、そのW i F i設備投資もまたひとつ考えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

6 番 石 内 関連ということになると思うんですけど、先ほど来その学力との関係等もありますので、私、やっぱり、それによってどれだけの効果があるか、評価基準というのをやっぱりある程度考えた取り組みをしていただきたい。今、齋藤君の話に出ましたけども、この辺近所からそういうものの先手とやらを進めてい

る松田というのは、相当クローズアップされてくる部分があると思いますので、それで内部的な評価もそうでしょうけど、外部に対しても必ずそれは出てくると思います。

それともう一つは、今は生徒というか、学生中心だというような判断ですけども、たしか武雄市なんかの取り組みを見ますと、教師の間での間接業務の効果というのがかなり出てるような話を聞いております。そういう意味で、やっぱり学校業務についてもかなりの、何ていうか、成果が期待できると思いますので、その辺の取り組みについても現在とどれだけ差が出てくるのかという比較基準、また成果というのもぜひ出していただきたい。

それと、もっと大きな話になっちゃうんですけども、こういうことを言うと町長は非常にその先進的なあれでやっていただけるのでいいと思うんですが、これに伴って、最終的にはやっぱりそういう優秀な人間、レベルアップしたときに、地元採用できる企業なり職をふやす、これがやっぱり最終的な目標じゃないかと思いますので、そういうものが常につながっていくような施策でよろしくお願ひしたいということを述べて、それに関してもしお答えがあるようでしたらお願ひしたいと思います。

町長 ありがとうございます。最終的にはやはりこの地域の、やっぱり子供を育て、やはりこっちに帰ってきてもらいたいというのは本当に非常にあります。雇用にすぐつなげられるように、やはり我々もきちっとした形で、今生きている責任として10年、20年後に何が残せるかということを実際に真剣に考えるということもあって、一応都市マスタープランをつくりながら将来ビジョンをつくるということでございますので、そういった議論の中から、今から教育していく子供たちが松田に住む、仕事がなくとも今からはもうインターネットの時代で、このここに起業することもできるような時代になってくることもあると思うので、先行してほかの地域よりもですね、先行してそういった子供たちがふえて、自分たちの子供はこの、仕事は例えば外に出たにしても、子供を子育てするときは松田で育てたいというふうなまちづくりになっていければなというふうに思っておりますので、今後皆さんにもいろいろ御協力をいただきながら進めてまいりたいというふうに思います。以上です。

11番 大 館 私も関連になろうかと思えますけれども、機器・設備等をですね、整備されて、受け入れ側の学校の体制というか、指導者とか、その辺のことはどうなってるんですか。

教 育 課 長 現在、26年度で試行的に機器を入れさせていただきました、寄小学校、松田小学校の1学年に、教室にそのタブレット端末等の機器を整備させていただきました。そこについては、各学校からですね、そのICTに係る研究部会ということで先生に出席していただいて、なおかつ26年度で委託事業として業者のほうに入らせていただいております。あわせて教育委員会事務局の職員ということで、そのメンバー、七、八名になりますけれども、その中で今後のその先生方を含めた研修、それからあと学校へのその機器を導入していく仕方、やり方というものを今研究しているところです。

27年度については、これまでも御説明させていただいたとおり、小学校5年生、6年生の寄小学校、松田小学校のクラスに導入していくということで、あわせて今回の補正で対応させていただいておりますICT機器の業務委託料の中で、先生方への研修を含めた学習、要は授業サポートをする支援員2人を予定しております。なおかつその上段にあります学校教育指導員として先生方を取りまとめていただく指導員1名も雇用するような形で考えておりますので、これから27年度の本格的に導入に当たって整備していく年のスタートだというふうに思っておりますので、この学校教育指導員並びにその業務委託で行うその授業サポートの支援員2人、さらには、各学校の先生方の集まった研究会のメンバー、こういったものを含めまして推進をしていきたいというふうに思っております。

大館議員御指摘のありますところには、恐らくなかなかそのICTといっても使える先生と使えない先生がいるんじゃないかなということを危惧されているんじゃないかなと思えますけれども、そういったところがないように、最終的な計画年度の最終の目標としては、やはり全員の先生が何かしらこのタブレットを使った授業に取り組んでいただくということを目指して考えていますので、そういったことを念頭にしながら今後進めていきたいというふうに思っております。以上です。

11番 大 舘 5年間かけてですね、全校生徒に配備するという話でありますと、今、課長が答弁された程度の人員の配置だけではね、とても対応できないような気がします。詳しいことはわかりませんがね。そうすると、その機器類だけじゃなくて人的経費というのが相当莫大なものになってくると思うんですよ。確かに町長の政策としてその人材育成のためにやるんだということは、本当にこれからの社会では絶対必要なことだとは理解できますけれども、その辺のことでね、ところでね、相当の経費の負担増が考えられますけれども、将来的なそういう予測とかそういうビジョンというようなものはどのように考えているのか、その辺をお答え願えれば。

教 育 課 長 27年度、今回26年度の補正で27年度に執行していくのがスタートの年ということで、先ほど申しましたように、学校教育指導員1名、それとあと授業のサポートに入っていて支援助員2人ということで、それを今後ふやしていくということは、ちょっと今のところ考えてございません。というのは、やはりこれらの方々を有効に活用させていただいて、先生方が研究会なりをつくっていただいでですね、先生方同士が切磋琢磨していただいで、このICT機器を活用していただけるような体制につくりたいというふうに思っておりますので、今回27年度で3名の方の人的な支援が入りますけれども、今後次の年度以降、さらにそれを人をふやしていくというようなことは一応考えてはございません。以上です。

11番 大 舘 今回の体制ならね、その2人、3人という状態で先生方を指導していくというのは、今の状態ではそれは十分可能、対応できると思いますけれども、学校の立場としたらですね、これが全校生徒に与えられて同じような状況の指導をなされるようになると対応はちょっと無理かなという。それは先生方が本当に熱心にね、取り組んでもらって、各担任が、まあ今の先生方、若い先生方だとすぐ対応できると思いますけれども、教師といえども若い人ばかりいないわけですよ。かなりの年配の方も、そっちに弱い人も、我々みたいにね、弱い人もいると思うので、それが全校にね、松田町の小・中4校の先生方がね、対応できるのか、現場ではどんなような考えを持ってられるのか、その辺も調査はされたんですか。



教 育 課 長 平成26年度のときにですね、このICT機器の導入に当たってのアンケート調査を実施させていただきました。全教員のほうにですね、アンケート調査を実施いたしまして、町としての方針を示させていただきましたけれども、やはり今、大館議員が御指摘のとおりですね、導入に前向きな先生と、そういうものを導入しなくてもいいと思われている先生もかなりの数がおられました。先ほど申しましたように、この授業にどういうふうにこのICT機器というかタブレット端末を使って授業をやっていくかというところは、やはり先生のそれぞれの能力によってかなり差が出てくると思います。これはやはりそのICT機器が有効に活用できる先生を基準に考えてしまいますと、今、アンケート調査でもありましたとおり、ちょっと苦手なやはり先生では、やはり入っていけないということは十分考えられると思います。今現在、我々のほうから先生方にお話ししているのは、無理に使う必要はないですという話はさせてもらっています。ただ、最終的にはそのタブレットを使ってもらわなきゃ困りますという話もさせていただいています。そこには、やはり授業のある一定のルールといいますか、各教科はそれぞれありますけれども、固定した使い方を一つ決めてみたいというふうに考えてございます。それでかなり使える先生はそれをもっと応用していただいて使っていただければいいですし、教職員といえども異動がございまして、新しく来た先生が松田に来てタブレットを使うときに、こういう形で使えるんだというある固定の一つの基本のルールというようなものが、使い勝手があればですね、余り困難なく入っていけるのかなというふうなところで今スタートしておりますので、どの先生も使えるような形を最終目標として今進めているところでございます。

11番 大 館 よくわかりました。ただね、今、課長が答弁されたように、その機器に堪能な人と苦手な人がいるわけじゃないですか。そうすると生徒、授業を受ける生徒側では、その得意な人の担任がいた場合にはすごく有効に活用されるけれども、苦手なそのクラスについては、やっぱりどうしても避けちゃうわけじゃないですか。遠のいちゃう可能性がある。平等に全生徒がですね、その機能的も含めてすべてそういうマスターできるような教育じゃなければ偏っちゃうわけですね。だからそういう意味で、やっぱり受け入れ側の学校とですね、十分

そのコミュニケーションを過度になるくらいしてですね、すべての生徒に、全部同じ能力じゃありませんので、同じ使い勝手、できるよということじゃなくて、教育というのかな、指導ができるような体制に持っていかないと、意味がなく、偏っちゃうと思うんですよ。それは確かに特殊教育ですぐれた人はすぐれたなりの指導ということで、そういう人材を育てるんだという目的ならそれでいいかもしれませんが、やっぱり町民すべて同じような行政サービスを受ける権利があるわけですから、その辺も含めて慎重な対応をしなければね、これは宝の持ち腐れにならないような方法で対応してもらわないといけないと思うので、その辺をぜひそういう結果が出ないように。

それと、今、先ほど小澤議員のほうからも話されましたけども、それは、小澤議員のほうは国語力が低下ということなんですけども、タブレットに限らずスマホとか、二、三日前のね、テレビ放送では、もうスマホ依存症、7時間も、1日7時間もそれに取りかかりで、もうそれに抜けられないというその弊害も、まあそのタブレットをやったからどうのこうの、それは先ほど町長が言ったように、家庭でのそういう指導とかそういうのも責任あると思いますけども、そういうものとか、弊害についてもすべて研究した中で、そういうデメリットの部分が少しでも少なくなるような対応でこの事業を進めていかなければ全く意味がなくなってしまうわけですよ。せっかくの投資した効果も出ないだろうし、意味がなくなっちゃうと思うので、何でもこれをやればいいんだということじゃなくて、受け入れ側も含めてそういう研究をですね、どんどん重ねていただいて、その弊害が少しでも少なくなるような対策を練ってもらわなければいけないのかなというふうに感じますけども、その辺の考え方についてお伺いします。

教 育 課 長 議員の御指摘になったところを十分考えまして、今後スタートする27年度ですので、しっかりと先生方とも認識をとりながら、コミュニケーションをとりながらそれぞれの学校に合った取り入れ方で行っていきたいというふうに思っております。

議 長 ほかに。ないようでしたら、この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略して採決を行います。議案第13号平成26年度松田町一般会計補正予算(第6号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 日程第14「議案第14号平成26年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。  
町長の提案説明を求めます。

町 長 (提案説明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 (細部説明)

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとの声ですので、質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですので、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第14号平成26年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩いたします。14時10分より再開いたします。(13時54分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(14時10分)

日程第15「議案第15号平成26年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 (提案説明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 (細部説明)

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

5 番 小 澤 寄簡水につきましては、ここ数年ですね、やはりその収支のバランスが崩れてきていて、一般会計からの繰入金が毎年のように出るような形になってしまったんですけどね、これはやはり人口減少の問題も絡んで使用量が減ってきて、減ってきている中で維持管理の経費がどうしてもふえていく。こういう構造になっているんですけども、これからもますますその傾向が続いていく可能性があるので、この辺に対して担当課としては今後どのように考えているのか、まずその辺を教えてください。

環境上下水道課長 御質問にお答えいたします。寄簡易水道会計は特別会計で経営されておりまして、単一予算主義の例外として一般会計から切り離されておりまして、独立の会計として経理しなければならない、これは重々肝に銘じているところでございます。また、寄簡易水道事業特別会計は、建設や改良などに係る設備投資、この経費の一部について、一般会計も厳しい財政状況の中から繰り入れをいただいているところでございます。このことは、水道が町民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことができないといった公衆衛生の観点から安全な水の提供を地方自治体の責務とする、そういった観点に立っていると理解しているところでございます。今年度もそうなんです、公債費に係る財源、これをなるべく繰入金に頼らないで水道使用料で賄うように予算計上してきたんですけども、やはり歳入の収入状況、つまり入ってきた現金を見ながら予算執行をするという形になってきたんですけども、当面、やはり公営企業でございますので、やはり私企業とは違う部分もでございます。その辺はやはり自治体としての、地方自治体としての考え方というの也被まされてくると思います。そうしますと、そういったものをいろいろと勘案しながら使用料の検討等、入って

いくわけではございますけども、とは言いながら、その使用料の検討というものはもう入っていく予定ではございます。

5 番 小 澤 これは構造的な問題なのでね、今後どうするかということで、担当課長の範囲を超えているのかなと思って、副町長が言いたい、言いたいわけで言ってますから、お願いします。

副 町 長 ただいま担当課長が申し上げましたように、水道事業、町民の健康または安全に非常に重大な影響が出る事業でございます。特別会計に平成7年ですか、たしか移行したはずでございますが、新年度の予算の中でもごらんになっていただけますように、現在起債残高も2億1,000万余の起債残高が残っているわけでございます。これらの起債残高を考えますと、なかなかやはり寄地区だけの料金収入では、この採算がとれる状況にはなれない状況に置かれておることがございます。水道事業と違いまして、公営企業会計じゃなくて特別会計でございますので、これらは先ほど当初申しましたように、やはり町民の安心・安全な水を供給するためには、これらの2億1,000万余の起債残高を無視してその中で採算ベースに乗るような営業をしるよというのは、これは議員の皆様も御理解いただけたらと思いますが、とても直ちに採算がとれるような事業運営ができるような状況にはないと思っております。平成27年度も元利償還で1,400万円余のやはり資金が必要でございますので、それらを含めて現時点でなるべく一般会計で面倒を見れるところは見れるような状況の中で、やはり町民に安心・安全なきれいな水の供給をしたいと考えてございますので、それらを含めながら、先ほど課長も申しましたように、将来にわたっては、やはりこれらの特別会計でございますが、大原則は収支がとれば一番いいわけでございますので、残念ながら他の特別会計もそうでございますが、やはり一般会計、少しずつでも、またかなりの額でも負担しているところもございますので、このような方針の中で簡易水道事業にもある程度の資金の投入は必要かと思っております。またこれらが安心して任せられるようになれば、特別会計としての独立の事業運営を図っていければ幸いですと考えてございます。以上でございます。

5 番 小 澤 一般会計からの繰出金だね、やっぱり常態化していくということはやはりち

よって問題があると思う。これが法定の繰出金でしたらやむを得ないなというところはありますけども、こういうように収支バランスが崩れた中で、その補てんの部分で一般会計から繰り出していき、これが常態化していくことは、やはり財政にとって非常に重荷になってきますのでね、まだ傷が浅いうちに何とか対応していく必要があるのかな。寄の水は、去年の産業まつりでも水の飲み比べをやりましたけれども、大変うまい水なので、あれの商業化というようなことも考えられますのでね、その辺は知恵を出した中で何とかその収入部分を考えていくとか、足りないからじゃあすぐ受益者負担で値上げしろよとは言いませんからね、その辺でやはり収入源に何かできるのかなというようにも考えていった中で、やはり一般会計からの繰出金が常態化することは避けていくような、そういう方向でぜひ考えていただきたいと思います。はい、どうぞ。

副 町 長      という御意見で、非常にありがたいといえますか、参考にさせていただきますが、他の、先ほどちょっと触れましたが、介護保険とかいろいろなのは、法定でこのくらい一般会計何%入れるということで決まっているわけですが、簡易水道はもっと昔からの基本的な町民に安心・安全な、何回もお話しするように、きれいな水を飲んでいただく衛生のための非常に重要な施策でございますので、交付税の中でも保健衛生費の中で簡易水道事業の給水人口等の歳入が入っております。これらを考えますと、やはり基本的な中で交付税という制度の中で町はお金をもらっているわけですので、これらを含めて平穩無事な財政運営ができるような金額につきましては、最低限出す義務があるのではないかと認識してございますので、ぜひこの辺も御理解いただきながら、寄地区の、特に寄地区の方の水道でございます。そういう意味での安心・安全な水の供給に御協力をいただきたいと思います。以上でございます。

11番 大 館      特に寄地域に気を配っていただいております。実はですね、担当も御存じだと思いますけども、寄地域は、以前各集落単位で簡易水道をやっていたわけですね。それを無理やりというか統合して接続したわけですけども、その辺の設備的なね、その無駄というか、二重にポンプアップしたりとかそう

いうがあるので、将来的には、極力経費を減らすためには、1カ所とはなかなかいかないだろうけど、2カ所ぐらいに、中津川の左岸と右岸に分けてですね、1カ所に配水池を設けて自然流下で、極力ポンプは2つで賄うような状態にしていけばですね、そういう方法にするには相当の設備投資が必要ですけども、今改良していますよ、ところどころね。将来的なものを考えながらそういう修理も含めた行動をとっていただければ、今、小澤議員が心配するような、人口をふやすのも一つの手ですけども、なかなかそれはかないませんから、その経費の削減については。それであと、電気事業のほうのですね、送電分離とかその辺が成立したときには、自由に、今でもそういう電気事業者から買えるようなね、電気料が安いのを対応できるようなことも、当然この役場もやっていますよ、今ね。ですからそういう方法も含めて少しでも経費を削減できるような考え方を持っていただければ、このような質問はなかなか出てこないんじゃないかなと思いますので、ぜひ協力をよろしくお願いします。御答弁はよろしいです。

議 長 答弁はよろしいですね。この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略との声ですので、討論を省略し、採決を行います。議案第15号平成26年度松田町寄簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)、原案のとおり賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 日程第16「議案第16号平成26年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 (提案説明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

福 祉 課 長 (細部説明)

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
(「なし」の声あり)  
質疑なしとの声ですが、質疑はございませんか。  
(「なし」の声あり)  
質疑を打ち切って討論に入ります。  
(「省略」の声あり)  
討論省略との声ですので、討論を打ち切り、採決を行って御異議ございませんか。  
(「異議なし」の声多数)

議案第16号平成26年度松田町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議 長 日程第17「議案第17号平成26年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。  
町長の提案説明を求めます。

町 長 (提案説明)

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

参事兼町民課長 (細部説明)

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
(「なし」の声あり)  
質疑なしとの声ですので、質疑を打ち切り、御異議ございませんか。  
(「異議なし」の声多数)  
質疑を打ち切ります。討論に入ります。  
(「省略」の声あり)  
討論省略との声ですので、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。  
(「異議なし」の声多数)

議案第17号平成26年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。



起立全員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議

長 以上で本日予定しました日程のすべてが終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。なお、明日は午前9時より本会議を開きますので、定刻までに御参集くださいますようお願い申し上げます。本日は御苦労さまでございました。

(14時36分)